

第40集

あがるいこころ

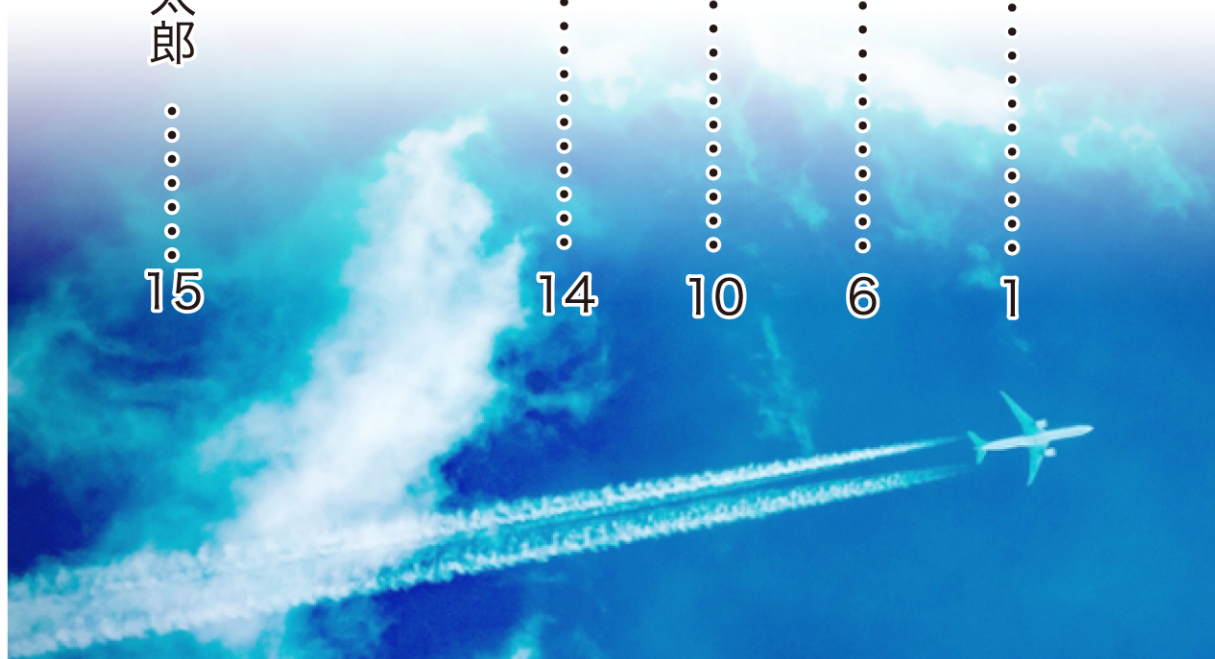
差別のない明るい社会を目指して



江府町人権・同和教育推進協議会
江府町教育委員会

目次

融和団体「心会」	1
基本的人権が保障される社会をつくるために	6
世界人権宣言とオリンピック・パラリンピック	10
第二十二回「人権・同和問題啓発標語」入選作品	14
第二十二回「人権・同和問題啓発作文」入選作品 最優秀賞作品	
「『正義』が判断の基準」	
江府中学校 1年 山本 小太郎	15



融和団体「一心会」

第一次世界大戦でアメリカが「デモクラシーの擁護」を唱えて参戦したことは、日本においても国内体制の民主化・文化的意味で強い影響を受け、大正デモクラシー運動が展開していきました。

このような社会情勢を背景に一九二二年（大正十一）三月全国水平社が発足し、たちまち全国に波及しました。水平社は鳥取県にも及び、初めて支部が結成されたのは、一九二三年（大正十二）七月智頭町内でした。続いて翌年五月庄内村、翌々年には上灘村で結成式が行われましたが、支部間での連携もなかったため、数年後自然消滅したとされます。

しかし、差別解消を求める動きは続いており、一九二六年（大正十五）二月二十二日付因伯時報は、「水平青年幹部会」が浄福寺において東伯・西伯・日野三郡の水平社青年部の会を報じ、続いて二月二十六日付では「伯耆水平党



※注1・・・大正デモクラシー

大正時代にさまざまな分野でおこった自由と民主主義を求めた動き（言論や出版、学問、教育、文化、芸術、風俗、普通選挙・労働運動など）の総称

大会」が三月四日に米子町で行われることになったとして、青年幹部会はその準備会であったことを解説しています。決定した役員名から、江尾村からも参加していたことが推察され、差別撤廃運動は停滞せず着実に進行していたことが確認されます。

水平社が生まれ、部落解放闘争の全国展開に対応して、内務大臣は一九二三年（大正十二）八月、各府県に対し「因習に依る差別的偏見を絶ち、地方改善の事業に勉め、国民相愛の実績を挙げべきの件」を訓令し、融和促進機関の設置には国費助成をすることにしました。鳥取県ではすでに一九二七年（大正六）「細民部落改善指導方針」という訓令を出し、翌年から県費助成によって、裁縫・作法の講習、学齢児童の就学保護、共同浴場・集会場・井戸の設置、道路の補修等を進め、ある程度の成果をあげたとされます。

しかし、この方針の前文では、被差別部落の人々が差別待遇を受けている原因は、被差別部落民自身の発展向上を図る気概に乏しいことにあると断言し、この事業によって被差別部落民自身の自覚を促すとともに、一般民衆の偏見をただしていくとして、いわゆる「部落責任論」の立場に立っていたのです。当然、事業には一般民衆に対する啓発的なものはありませんでした。

県は内務大臣の訓令を受け、一九二三年（大正十二）九月、二十二項目からなる地方改善要項を発表し、同時に地方改善委員会を設け、これを「一心会」と称し、社会課の外郭団体として融和事業を行わせることにしました。※注5

一心会組織の会長は知事を筆頭ひつとうに副会長が関係部長、理事は関係課長で、県組織そのままでした。支部は各警察署管轄単位かんかつに設けられ、支部長は市町村長で、副支部長は各警察署長であり、会員は町村長・議員・校長・神官・僧侶・各種団体員・部落有志ゆうしでした。融和を建前たてまえとしながら、明治時代の部落観から脱だうしていないことが明らかです。また、当時部落の有力者ゆとりよくしやであった林清一郎（東部）、駒井力蔵（中部）、松尾謙次郎（西部）を一心会嘱託しよくたくに任命し、水平社の活動を鎮静化ちんせいさせることにもなりました。

※注2…細民 下層階級の人々。貧しい人たち。

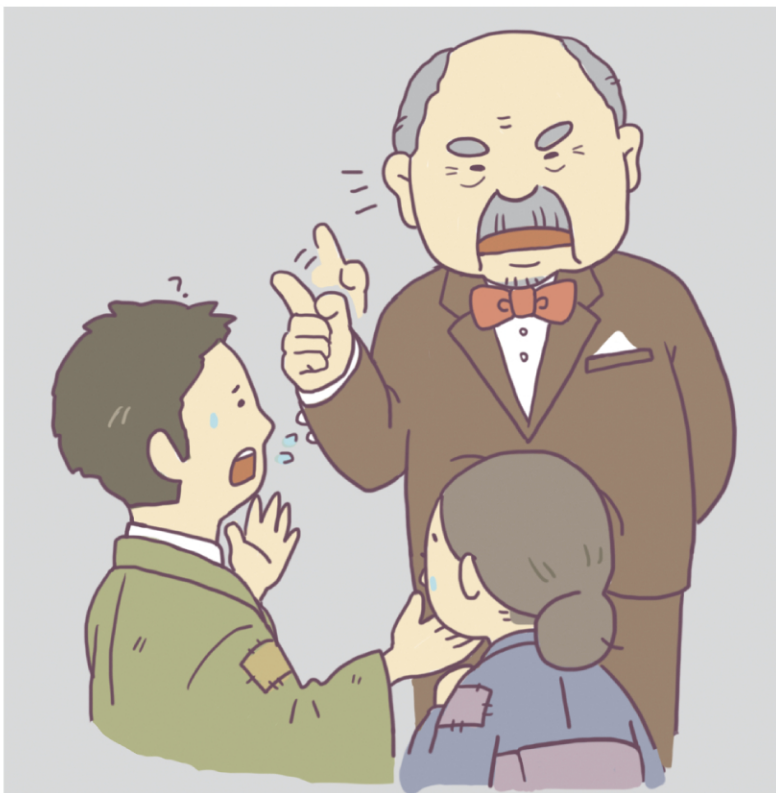
※注3…気概 困難にくじけない強い意志。

※注4…外郭団体 国または地方公共団体の組織にありながらそこから種々の援助を受け、行政の機能を補完（不十分な部分補って完全なものにする）をするような事業や活動を行う団体。

※注5…融和事業 被差別部落の地位向上、環境改善のための事業

一心会は多くの事業を実施していましたが、戦時色が強まり、首相を本部長とする国民精神総動員中央本部、知事を本部長とする地方本部が設置されると、その一翼を担う団体として位置付けられました。相変わらず「融和運動ちゅうわくの中核は地区の自覚向上にある認識を明らかに」して一層努力することが目的としてかけられました。一九三二年（昭和七）文部次官通牒※注6 つうちょう「国民融和に関する件」が出されてから融和教育会を設立して一心会の補助機関とし、熱心に取り組む教師もありましたが、広く呼びかけたのではなく、少数の地区小学校で自覚した教師の取り組みに限られ、教育界全体の問題にはなりませんでした。

一九四二年（昭和十六）八月、一心会は財団法人同和奉公会ほうこうかい鳥取県本部に改組かいそされ、それまでの「融和事業・融和教育」は「同和事業・同和教育」と呼ばれ、この用語は今日まで使用



されることになりました。改組の目的は、各県それぞれに地区内で行われていたものを、「国家自体の問題、国民各自の問題として、全国民一体感いつたいかんの確立、一体化の実現と共に発展的解消を見るに至る」とし、強力な中央統制のもとに効果的な戦争協力を行わせることにありました。差別事件は、軍隊内を始め各所で頻発ひんぱつしましたが、戦争に勝つためには個人の争いは許さぬという建前から、みな不問に付せられてしまいました。同和教育講習会も一九四二年（昭和十七）十一月を最後に実施されることはありませんでした。

「一心会」の取り組みは部落差別を課題として取り上げながら、その実践は「部落責任論」を根底こんていにすえた形式的な活動であったところに問題がありました。この反省に立つて、戦後の差別撤廃の運動に繋がっていきました。

※注6…通牒 書面で通知すること。

基本的人権が保障される社会をつくるために

○基本的人権ってなんだろう

「基本的人権」とは、日本国憲法によってすべての人に保障された、人間が生まれながらに持っている永久の権利のことです。それは①すべての人間が例外なく持っている共通の権利で、②人間が生まれた瞬間から受け取る、人間だけにある権利であり、③現在の国民だけでなく、将来の国民にも同じように与えられる永久で侵すことのできない権利です。具体的には、「平等権」「自由権」「社会権」「拷問の禁止」「黙秘権の行使」などがあります。

部落差別は、この自由と平等を侵すもので、同和対策審議会答申（一九六五年）も部落差別を日本国憲法の保障する基本的人権にかかわる問題であると指摘しています。日本国憲法の掲げる理念を実現するために「平和主義」、「基本的人権の尊重」、「国民主権」を基軸とする社会の建設をめざし、取り組んでいく必要があります。歴史の教訓から、戦争になれば、命も人権も保障されないことははつきりしています。

憲法に定められている「人権の保障」は、国際社会において、〈世界人権宣言〉〈国際人権規約〉〈女性差別撤廃条約〉〈子どもの権利条約〉〈人種差別撤廃条約〉などによって補われています。し

かし、これらはあくまでも条約であり、単に国際的な約束事にすぎません。これらを条約にとどめることなく、日本国内の正式な法律として実際に効果のあるものとし、国内の人権問題や差別問題の解決に生かしていくことが求められます。

今、世界各地で内戦や紛争が後を絶ちません。それに日本が巻き込まれないという保証はありません。また、国内でもヘイトスピーチやインターネット上での人権侵害・差別が公然と行われ、今までと比較にならない速さで拡散され、人権や人間の尊厳そんげんが脅かおびやされています。このような平和と人権をめぐる状況は厳しいものではありませんが、二〇一六年「障がい者差別解消法」・「ヘイトスピーチ解消法」そして「部落差別解消推進法」の、いわゆる人権三法が施行されました。差別の現実はまだまだ厳しいものがあります。私たちはこれらの法律を活用し、差別のない社会の実現と平和を守ろうとする行動をしていかなくてはなりません。

○世界人権宣言ってなんだろう

世界人権宣言とは、「あらゆる人が誰にも侵されることのない人間としての権利を生まれながらに持っている」ことをはっきりと表したものです。その権利を、だれでも、どこでも、いつでも享きやう受じゆできるために、すべての国、すべての人が尊重しなければならぬ最低限の共通基準として定められました。いわば、国境を越えた、人類みんなに共通した、人間らしく扱われるためのルールを示したものです。

日本国憲法が施行された翌年の一九四八年十二月十日に開かれた第三回の国際連合総会で、「あらゆる人と国が達成しなければならない共通の基準」として世界人権宣言が採択^{さいたく}されました。この宣言の中には、「自由権」と「社会権」がともにうたわれています。「自由権」として、身体の自由、拷問・奴隷の禁止、思想や表現の自由、参政権など。「社会権」として、教育を受ける権利や労働者が団結する権利、人間らしい生活をする権利などが含まれています。

この総会において各国の代表者は、人権を軽視^{けいし}することが戦争につながり、戦争でさらに人権が侵害^{あきじゆんかん}されるという悪循環に陥^{おちい}っていたことを認めました。そして、「世界の平和を実現するためには、世界各国が協力して人権を守る努力をしなければならぬ」と決意しました。そこから生まれたのが、世界人権宣言です。

世界人権宣言には法的な拘束力はなく、守らなくても罰則があるわけではありません。そこで、国



際的なルールによって世界人権宣言の理想を現実的なものにしようと、多くの人権条約が生み出されました。

○世界人権宣言のいま

二〇一八年十二月十日に世界人権宣言は採択されてから七十周年を迎えました。多くの言語に翻訳され世界中の人びとに読まれているこの宣言は、七十年を経た今、本当に生かされているでしょうか。

紛争や暴力、迫害などにより、住む場所を追われた難民の数は二〇一七年末の時点で六、八五〇万人を超え、五年連続で増え続けています。また、人権条約で禁止されているはずの拷問、奴隷制、人種差別、女性差別、無差別の虐殺などが世界中で続いています。私たちが住む「先進国」と言われる国々も例外ではありません。二〇一五年にも百十二か国で、政府による拷問や虐待が行われているのです。

世界人権宣言自体に法的な拘束力はなく、どこかの国がこれと全く正反対の法律をつくったからといってその国を罰することは出来ません。しかし、世界人権宣言が生かされるような世界を作ろうと呼びかけることは出来ます。そんな世界を目指す権利もまた、わたしたちのものです。

理想を、理想のままに終わらせないために、人権問題についてさらに関心を寄せてみませんか。

世界人権宣言とオリンピック・パラリンピック

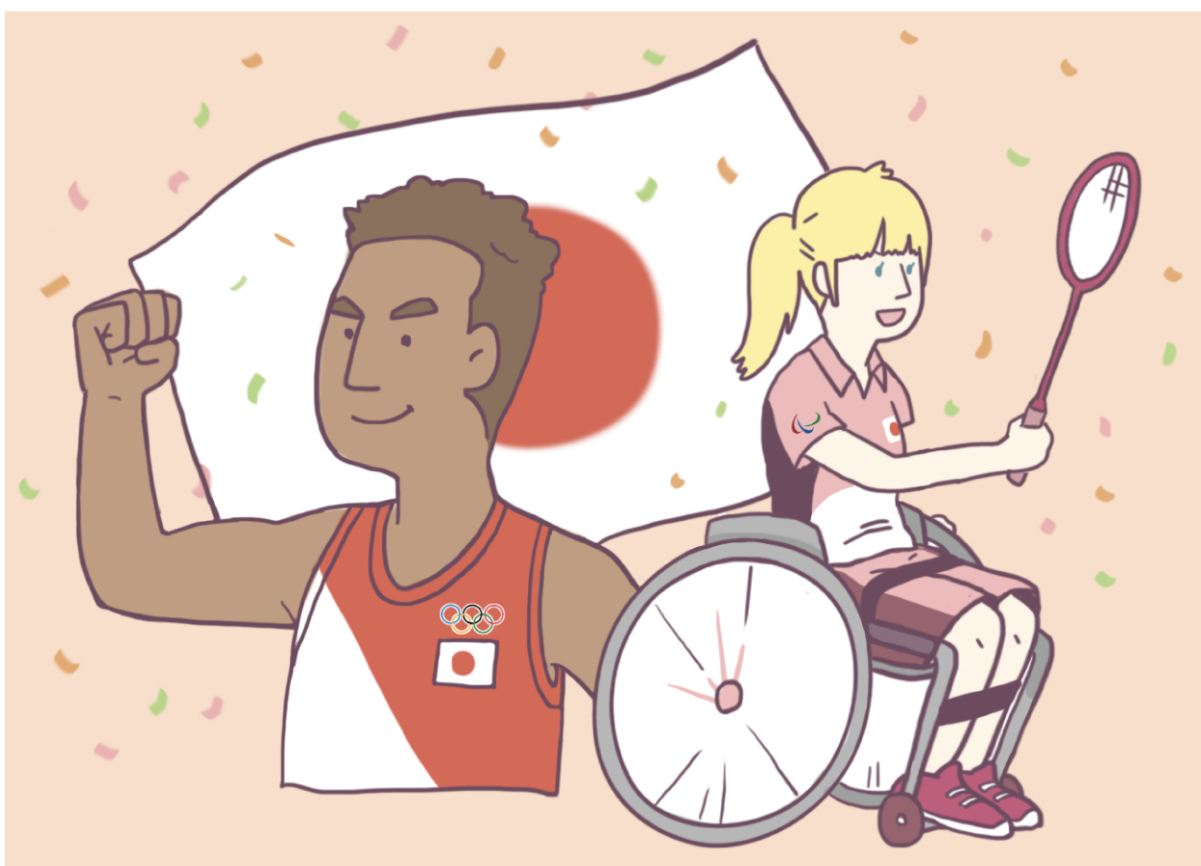
人権とは、「全ての人が、生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」です。これは、人間が人間らしく生きるために生来持つている権利でもあります。

さて、令和二年にはオリンピック・パラリンピックが東京で開催されます。国内での開催とあって国民の関心が高く、日本人選手の活躍も期待され、選手自身もそれに応えようと力が入っているようです。大会には、選手をはじめ外国の人もたくさんやって来ます。

この機会に、次の三人の話をもとに、人権問題について考えてみましょう。

Aさん

「陸上、テニス、バスケットボール、柔道など、色々な種目の選手の中には、日本人としての名前、体格、皮膚の色、言葉、習慣などが実に多様になったものだ、と感ずることがあります。外国では多くの人種がいて、新しい文化と価値観が生まれ交流しているのに、日本ではこうした多様性を受け入れ難^{がた}かったのかもしれない。」



Bさん

「新聞やテレビの報道でも、拉致問題のことが気になります。米子市出身の松本京子さんも被害者の一人と言われます。拉致は、人間として生きる権利が奪うばわれている問題です。だからと言って、今回の大会参加者にその矛先を決して向けてはなりません。大会と拉致問題とは混同こんどうしてはいけないと思います。拉致問題については、引き続き今後の展開に希望を持ちたいものです。」

Cさん

「日本国内ではヘイトスピーチが後を絶たず、特定の国籍、人種、民族などに差別意識

や偏見を持ち、排斥^{はいせき}しようとしたり、憎しみをあおる言動で、不安感や嫌悪感^{けんおかん}を与えている実態があります。今回の大会のために来日する人たちの尊厳^{そんげん}が傷つくことのないようにしなければなりません。そのためには、特定の宗教、民族、習慣の人々を色眼鏡でみるべきではないでしょう。また、大会にはテロがあってはなりません。日本だけでなく、国際的にも警戒されることでしょう。この場合にも、差別や偏見によって身に覚えのないことで拘束などされないようにしてほしいものです。」

この他にも、パラリンピックには世界各国から障がいのある人たちが参加します。障がい（者）及びスポーツの理解が改めて強く求められます。

ここには大会を前にした三人の話を紹介しましたが、人権問題にはこの他にも、日本国内の同和問題をはじめ、女性・子ども・高齢者対象の問題な



どもあります。特に同和問題は、同対審答申から五十五年がたとうとしています。依然として差別事象が後を絶ちません。世界人権宣言にもあるように人間はいかなる事由でも差別を受けることがあってはなりません。それは永遠の真理です。先に挙げた問題も一回目の東京大会のころよりずっと意識も変化したと思います。解決に向けた改善努力がさらにすすむよう、そして世界の同じ人間としての人権がいかに大切な宝であるかを意識しながら、オリンピック・パラリンピックを楽しみ、明るく素敵な未来を共に創りませんか。

参考

世界人権宣言第二条

すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位またはこれに類するいかなる事由による差別を受ける事なく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができ。

第二十二回「人権・同和問題啓発標語」入選作品

【小学生標語】

◆最優秀賞

言っていい？ きずつく言葉 考えよう

四年 吉川 海友

◆優秀賞

うれしいな。 さそってくれて 「ありがとう。」

一年 澤田 真依子

いじわるを していないかな 今日のぼく

二年 稲田 喜一

たすけあおう みんなの力で いい空気

三年 藤原 聖

ごめんねと その一言で いい気持ち

五年 清水 悠輝

あいさつで 広がるみんなの 笑顔と優しさ

六年 佐々木 映美

(江府町が平成三十年度に募集した啓発標語入選作です。)



第二十二回「人権・同和問題啓発作文」入選作品

【中学生作文】

◆ 最優秀賞

「正義」が判断の基準

江府中学校 一年 山本 小太郎

小学校の時からずっと考えていたことがあります。それは、学級の中に「地位」が高い人たちが何人もいるということです。ここで言う「地位」が高い人とは、その人が何か言ったら、すべてその人の言う通りになってしまう力を持っている人のことを言います。

「ううしろ！」「ああしろ！」

とその人たちに言われると従わなければならない場面が今までにいくつもありました。

例えば、二十人のクラスで二対十九に意見が分かれたとします。明らかに十九の意見が間違っていたとしても一の側の人は、

「それは間違っている！僕の意見が正しいと思う。」
とハッキリと言うことはできないと思います。

このように、大勢の人の意見や、怖い人、勝手な決めつけをしてくる人などが意見を言ったら、その意見に反対することはとっても難しいことになります。

でも僕は、小学校六年生になった時、

「この先もずっと、あの人たちの言いなりだよ。」

という友達の言葉を耳にしました。それを聞いて僕は、

「確かにその通りだ。なぜ、何も疑わずに彼らの言うことに従っていたのだろう？」とハッと気づいた瞬間がありました。その日から自分でよく考えてから自分の意見を伝えるようにしました。

学習発表会の練習をする予定だったある日のこと、練習の前に僕は「地位」の高い人とあることで言い合いになってしまいました。

「違うよ！」と僕。

「何だよ！保育園からやり直せ！」と相手。

そう言われて、あまりの悔しさに発表の練習の初めから中ごろまでその練習に参加できなくなるくらい涙があふれてきて止まりませんでした。相手は僕を練習に連れて行こうとしていましたが、僕は、「嫌だ！」と一言言って、絶対に連れて行かれないように抵抗しました。

その時以来、僕は誰の言いなりにもならない、と決意を固めました。自分の頭でしっかり考えて、正しい意見には賛成して、間違った意見には反対するようにしました。

そして僕は、話し合いの時の「司会」の役割を好んでやるようになりました。なぜかという、全員の意見を聞ける立場だからです。そのうち、話し合いの場面になると、毎回司会をするようになって、周りの友達や先生方から「司会上手」とか「説明上手」と言われるようになり、とてもやりがいを感じるようになりました。自分の意見をしっかり持って行動することが、こんなにもスッキリした気分になり、周りからもこんな風に評価されるなんて思ってもみませんでした。

僕と同じように今まで、何回も人から嫌なことを言われている人もくじけてはいけません。自分の頭でよく考えて、何か行動を起こしてみてください。きっと自分に合ったいい方法が見つかるはずです。相手から投げかけられた言葉に負けてしまう前に、あなたの力を信じてみてください。逆に相手の悪いところを気づかせることができ、さらに見返すチャンスをつかむことができるはずです。

だから、ずっと人の言いなりになっているのではなく、自分の頭でしっかり考えて、「正義」を判断の基準にしてください。間違った意見には反対する。そこから新しい一步が踏み出せるはずです。正しいことは正しい、ということが貫ける、「正義」を判断の基準にして、生きていきませんか？

◆ 優秀賞

●「努力の価値」 江府中学校二年 白川 鈴華

●「メディアのおそろしさ」 江府中学校三年 遠藤 郁海

(江府町が平成三十年度に募集した啓発作文入選作品です。)

The background is a light green gradient. The top half is filled with falling confetti in various colors (blue, green, orange, purple, white). The bottom half features a silhouette of a crowd of people with their arms raised, rendered in a darker green. A large, soft white oval is centered in the middle of the page, containing the main title.

生涯学習基本テーマ
明日へ生きる私を求めて

第40集/2019年9月13日

印刷 株式会社高下印刷
イラスト 永井 日香里